

【取扱に関するお願い】

本件報告書の公表については、当該児童及び保護者の同意は得ていますが、本人が特定されるようなことがあると、心理的に影響が及ぶ可能性は否定できません。情報の取り扱いについてはご配慮いただきますようお願いいたします。

横浜市立小学校において発生した  
課題のある対応に関する詳細調査報告書

2024年（令和6年）8月

横浜市学校保健審議会  
学校安全部会令和4年度第一部会



## はじめに

本報告書は、2019 年度（令和元年度）に横浜市が設置する市立小学校において発生した特別支援学級（以下、個別支援学級）に在籍する ██████████（低学年）の児童に対する課題のある対応について、2022 年（令和 4 年）7 月に設置された横浜市学校保健審議会・学校安全部会令和 4 年度第一部会（以下、本部会）がその事実や背景を明らかにした上で、本部会の見解を示すとともに、同様の事案の再発防止に向けて、横浜市に対する提言をまとめたものである。

課題のある対応によって、児童や保護者に与えた心身の影響は大きく、両者の横浜市の学校教育に対する信用、信頼は揺らいでおり、心身の回復ばかりではなく、その信用、信頼の回復に向けた取組が切に求められる。今後、同様の事案が発生すれば、両者への二次被害を招くばかりか、横浜市の学校教育に対する市民全体の信用、信頼を損ないかねない。

また、この事案は、近年、社会的ニーズが高まっている特別支援教育について、学校と教育行政における組織運営体制や、教育的支援が必要な子どもに対する指導、支援等に係る問題を提起しており、その解決は社会的要請でもある。

横浜市教育委員会においては、この事案を真摯に受け止めるとともに、本報告書の提言を十分に踏まえた上で、特別支援教育及びそこにおける「合理的な配慮」等の充実・適正化を図るために再発防止と改善・充実に向けた政策・施策の実施を求めたい。

2024 年（令和 6 年）8 月

横浜市学校保健審議会

学校安全部会令和 4 年度第一部会

## <目 次>

はじめに

1	本部会の調査について	1
2	本件に係る事実や背景について	5
3	本件に対する見解	19
4	再発防止に向けた提言 —学校における特別支援教育と「合理的な配慮」等の充実・適 正化に向けて	26
	<総括所見>	33

# 1 本部会の調査について

## (1) 調査対象となる事実（以下、本件）の概要

横浜市が設置する市立小学校（以下、当該学校）において、2019年（令和元年）11月下旬から2020年（令和2年）2月上旬までの間、複数回、個別支援学級の教諭らが、個別支援学級に在籍する■■■■（低学年）の児童（以下、当該児童）を、特定の教室（以下、当該教室）に連れて行き、当該児童が当該教室の中にいる状態で、ドアを押さえたり、施錠したりするなどした（以下、この一連の対応について、「当該対応」という。）。この後、当該児童は、継続的な心身の苦痛を訴え、2020年（令和2年）3月に■■■■障害、同年6月に■■■■障害と診断されるに至った。

以上について、当該児童の保護者は、当該学校や横浜市教育委員会事務局（以下、市教委）が設置する学校教育事務所（以下、担当事務所）に対して、調査や第三者委員会の設置等を求めた。

## (2) 本部会の設置・調査目的等

本部会は2022年（令和4年）7月27日、横浜市学校保健審議会条例（昭和39年横浜市条例第72号）にもとづき、横浜市教育長の「学校で発生した事案の調査について（諮問）」（■■■■・令和4年7月27日付）を受けて、学校安全部会令和4年度第一部会として設置された（巻末【資料1】・【資料2】）。そして、本部会は学識経験者、弁護士等5名の委員で構成されている（巻末【資料3】）。

本部会における調査は前記条例及び横浜市学校保健審議会運営要領にもとづいて行うものであり、調査目的は前記の教育長の諮問を受け、①本件に係る事実とその背景や要因を明らかにするとともに専門的見地から見解を示すこと、そして、②本件と同様の事案の再発防止に向けた提言の検討を行うことである。

## (3) 調査の方針・重点

### ①本件に係る事実等の究明

主に以下の点に関する事実やその原因、背景等について明らかにする。

ア 担任教諭ら教職員による当該児童に対して行った行為の内容

イ 担任教諭ら教職員が当該対応に至った原因や背景等

ウ 当該児童及びその保護者に対する当該学校及び担当事務所の対応

エ 当該児童及びその保護者が、当該学校及び担当事務所に対し不信感を持ち、第三者委員会（本部会）の設置等を求めるに至った経緯・背景

②本件と同様の事案の再発防止の検討

前記①の結果を踏まえ、主に以下の点について検討し提言する。

ア 本件及び個別支援学級における本来の指導の在り方

イ 本件を含めた保護者からの苦情等に対する当該学校及び担当事務所の対応の在り方

ウ 上記ア及びイに関わって必要となる施策や条件整備等

(4) 調査方法

①関連資料・情報の収集と分析

本件に係る市教委及び担当事務所の作成資料や、当該児童の保護者提供の資料等を収集するとともに分析を行う。

②本件の関係者への聴取り（ヒアリング）調査

本件に係る関係者に対する聴取り（ヒアリング）調査を行い、事実や背景等について確認を行うとともに分析を行う。

なお、本件に係る主な関係者は、以下の通りである。

本報告書における 呼称・用語	本件発生時の所属及び属性等
当該児童	当該対応を受けた児童。 本件発生時、個別支援学級に所属する ████████（低学年）児童。
保護者	当該児童の保護者。
教諭A	本件発生時は当該児童の所属する個別支援学級当該教室の担任教諭。
教諭B	本件発生時は別の個別支援学級の担任教諭。 本件発生年度当初は当該児童の担任。 同年度途中で変更。
教諭C	個別支援学級を教諭A、教諭Bらと担当。 育休代替の非常勤教員、年度途中より教諭Iの退職に伴い臨時任用教諭。
教諭D	本件発生時、音楽専科教員。
校長E	本件発生時の当該学校の校長。
副校長F	本件発生時の当該学校の副校長。
教諭G	本件発生時、臨時任用教諭。 本件発生年度、教諭A、教諭Bらと個別支援学級を担当。本件発生年度で退職。
学校用務員H	本件発生時の学校用務員。

教諭 I	本件発生年度の途中まで、教諭A、教諭Bらと個別支援学級を担当。本件発生年度の途中で退職。
担当事務所	横浜市教育委員会が学校への支援等のために市内4箇所を設置する学校教育事務所のうち、当該学校を管轄する事務所。 聴取り調査は、本件発生時、担当事務所に所属していた学校担当指導主事及び特別支援教育を担当する指導主事（特支担当指導主事）を対象に実施。

※教諭G及び教諭Iについては、2022年度（令和4年度）の本部会の調査時点で横浜市に在籍しておらず聴取り調査は実施不可。

#### (5) 本部会の開催・調査の実施経過

部会の開催及び調査の実施等の経過については、以下の通りである。

なお、会議については、横浜市学校保健審議会運営要領第11条に基づき非公開で実施した。

##### ①部会

回次	開催年月日
第1回	2022年（令和4年）7月27日
第2回	2022年（令和4年）9月26日
第3回	2022年（令和4年）11月11日
第4回	2023年（令和5年）2月1日
第5回	2023年（令和5年）3月8日
第6回	2023年（令和5年）10月12日
第7回	2023年（令和5年）11月9日
第8回	2023年（令和5年）12月6日
第9回	2024年（令和6年）1月17日
第10回	2024年（令和6年）2月14日
第11回	2024年（令和6年）3月25日
第12回	2024年（令和6年）5月13日
第13回	2024年（令和6年）7月30日

##### ②調査

開催年月日	対象者・内容等
2022年（令和4年）12月19日	校長Eに対するヒアリング
2022年（令和4年）12月27日	教諭Aに対するヒアリング
2023年（令和5年）2月20日	教諭Bに対するヒアリング
2023年（令和5年）2月24日	教諭Cに対するヒアリング
2023年（令和5年）4月17日	当該児童の主治医に対するヒアリング

2023年（令和5年）5月22日	副校長Fに対するヒアリング 学校用務員Hに対するヒアリング
2023年（令和5年）6月30日	当該児童に対するヒアリング
2023年（令和5年）7月26日	保護者に対するヒアリング
2023年（令和5年）9月7日	保護者に対するヒアリング 学校担当指導主事に対するヒアリング
2023年（令和5年）9月28日	教諭Dに対するヒアリング 特支担当指導主事に対するヒアリング
2024年（令和6年）3月25日	当該学校の現地確認
2024年（令和6年）4月15日	学校用務員Hに対する補充ヒアリング
2024年（令和6年）5月13日	当該児童の主治医に対するヒアリング

#### （6）留意事項

□事実に向き合いたいという当該児童やその保護者の心情に配慮しつつ、可能な限り事実を究明すること。

□本部会の設置時点（2022年（令和4年）7月27日時点）で、本件発生から2年以上が経過している。そのため、すでに証拠が散逸したり、関係者の記憶が減退したりしている場合も多く、事実の究明にあたっては一定の限界があること。

□本調査は、教職員に対する行政上及び民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないこと。

## 2 本件に係る事実や背景について

### (1) 当該児童と個別支援学級等の状況について

2019年度（令和元年度）、当該児童は、

当該児童は主治医より2015年（平成27年）6月にとの診断を受けており、

当該学校は、保護者から個別支援学級に当該児童を在籍させたい旨の相談を受け、担当事務所及び当該学校の校長Eの調整を経て、当該学校の個別支援学級に年生（低学年）として在籍することになった。

以下、前籍校からの引継ぎや個別支援学級の指導・支援体制、そして当該児童の在籍学級等の状況について記す。

#### ア 前籍校からの引継ぎや教職員間の共有について

2019年（令和元年）3月に前籍校から当該学校の校長Eに、当該児童に関する対応について引継ぎをしたい旨の電話連絡があった。これを受け、前籍校において、校長Eへの引継ぎが行われた。具体的には、当該児童の発達状況と課題、保護者の状況等について、情報が共有され、引き継がれた。

そして、校長Eはこの件について担当事務所に情報を共有した。また、この3月中に、当該児童を担当する予定の教諭Aらには、当該児童と保護者に関する情報が、主に保護者に丁寧に対応することを中心に、断片的に伝えられた。

#### イ 個別支援学級の指導・支援体制の状況について

前記2（1）アを受け、校長Eは、当該児童を含めた個別支援学級の指導・支援体制を検討した。具体的には、前年度までは3名だった指導・支援体制について、個別支援学級を担任してきた教諭Bを継続させるとともに、一般学級での指導経験は有するものの個別支援学級の担任は初めてである教諭A、教諭Gと教諭I（年度途中で退職）の4名体制で、これに加えて、特別支援教育支援員（以下、元支援員）がいた。なお、2019年度（令和元年度）の途中で退職した教諭Iに替わり、非常勤の教諭Cが臨時任用教諭として担当した。

個別支援学級（自閉症・情緒及び知的障害）の児童数は、同年度の当初は21名だった。その後、途中2名の転籍により19名となった。このような状況下で、指導・支援体制としては、本来であれば4学級で運営すべきところ、在籍

児童の障害特性・障害種を踏まえた集団に分けて、複数の教職員によって指導することが合理的であるとの考えから、知的障害と自閉症・情緒障害との2つに分けた集団（グループ）で運営されていた。年度当初は知的障害のグループを教諭Bと教諭Iが、他方の自閉症・情緒障害のグループを教諭Aと教諭Gが担任・担当した。

なお、教諭Aは、2018年度（平成30年度）に神奈川県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育）により特別支援学校教諭免許状を取得したものの、前記の通り、個別支援学級を担任・担当するのは初めてだった。他方、教諭Bは小学校教員採用ながら、特別支援学校教諭における勤務歴も長く、教諭Aと同様に、認定講習で特別支援学校教諭免許状を保有している。

### ウ 当該児童の在籍する個別支援学級について

2019年度（令和元年度）の開始当初、[redacted] 在籍学級を分けた方が良いとの当該学校の考えから、当該児童は教諭Bらが担当する知的障害クラス、[redacted] は教諭Aらが担当する自閉症・情緒障害クラスに在籍していた。

ところが、同年の夏休み明けの8月下旬、当該児童と同級生との間でトラブルが発生し、これを知った保護者は、当該児童をこの同級生と違うクラスにしてほしいと要望した。これを踏まえ、当該児童は、教諭Aらの担任・担当する自閉症・情緒障害クラスに変わり、[redacted] と一緒にクラスに在籍することになった。他方で、自閉症・情緒障害クラスでは、後記2（4）イの通り、5月下旬に、[redacted] [redacted] 。

### エ 当該児童の状況について

前記2（1）の通り、当該児童は、主治医より、2015年（平成27年）6月に[redacted] との診断を受けていた。だが、当該学校への入学当初の4月から5月にかけては比較的落ち着いて学校生活を送っていたようである。教諭らの中には、当該児童について、一般学級で在籍しても差し支えないほどの状況と見ていた者もいて、一般学級との交流や共同学習への参加も積極的に行っていた。

その一方で、2019年（令和元年）6月下旬、水温や気温等が低かったことからプールに入れなかったことに対して、当該児童が興奮状態になり、教諭Gが当該児童をなだめたことがあった。そして、この出来事を契機に、当該児童に対する教諭らの指導や指示が通らないことが見られるようになったとの見立でもある。とはいえ、関係教諭らによると、これ以外に、2019年度（令和

元年度)の夏休み前までの間、当該児童が興奮状態になったことはほとんどなかったとのことで、当該児童は比較的落ち着いた学校生活を送っていたものと思われる。

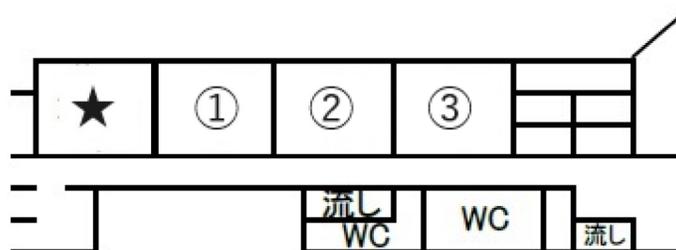
しかしながら、前記2(1)ウ記載の8月下旬のトラブルを契機としたクラス替え以降に、当該児童は、たびたび興奮状態になった。具体的には、奇声を発したり、地団駄を踏んだり、教諭らが制止しようとするとう頭や腕を振り回したりするといった様子が見られた。当該児童への対応の際には、教諭らにあざができることも多く、眼底出血した教諭もいた。

## (2) 当該教室について

当該対応が行われた当該教室の状況や使用に向けた経緯等については、以下の通りである。

### ア 当該教室の位置

当該教室は、当該学校の校舎2階の個別支援学級等に利用していた教室(図中①～③)が並ぶ隣の教室に位置している(図中★印)。当該児童と他の児童らが、学習活動を行うために常時使用していた教室は、図中①である。②の教室は、「プレイルーム」として遊具等が置かれ、主に休み時間に使用されており、③は当該児童らが所属するグループとは異なるもう一つのグループが学習活動を行う教室として、常時使用されていた。



当該教室は、これまでもともと個別支援学級の教室として使われており、一般学級で個別に児童への指導が必要な場合に、一般学級の担任教諭らが使用することもあった。

### イ 当該教室の使用開始

当該児童の保護者は、XXXXXXXXXX、当該児童XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXが落ち着かなくなった際にクールダウンするための教室(部屋)の整備を、校長Eや教諭Bに対して、たびたび要望していたとい

う。具体的には、                    当該児童らの主治医の在籍する病院には、ぬいぐるみやフランス製の玩具が置いてあったり、アロマでいい香りがしたりする部屋があり、リラックス効果があることを伝えていたという。

そこで、当該学校は、2019年（令和元年）の夏休み明けの8月ごろから、興奮状態になった当該児童が、他の児童と関わらずに過ごす部屋として当該教室を使用するために、あらためて準備を開始した。その準備は、副校長Fや学校用務員Hらが行った。この過程では、特別支援教育コーディネーターの経験のある教諭から個別支援学級の担任教諭らに対するアドバイスは個別にはあったものの、組織的には専門家等の助言を得ていなかった。なお、当初は  が主に当該教室を使用しており、必要に応じて、当該児童が使用するという状況だった。

#### ウ 当該教室の室内環境

当該教室の当初の環境としては、教室内に机や椅子、パーティション、教材や教具等が置かれていた。しかし、当該児童に対して当該教室を使用して対応していく中で、当該児童が興奮状態になった際には、それらを投げたり倒したりするなどの行動があった。そのため、教諭らは、当該教室内にあったものを整理し、最終的には何も物を置かない状態とした。

#### エ 当該教室の鍵の交換

この当時、当該教室前方ドアの鍵は、外から鍵がかかり中からは開けることができない、いわゆる「外鍵タイプ」であった。これに対し、当該教室後方ドアの鍵は、外からは鍵がかけられず中から開けることができる、いわゆる「内鍵タイプ」であった。

2019年（令和元年）11月下旬から12月上旬にかけ、当該対応に関与した教諭らとしては、当該児童が落ち着かない状態となって他の児童や教員にけがをさせる危険があると判断した場合、当該児童及び他者の安全を確保するため、当該児童が落ち着くまで当該教室内で過ごさせる必要があると考えた（後記2（3）に詳述）。

そのため、教諭らは、当該児童を当該教室に入室させたまま、当該教室の中から開けることができる内鍵タイプである当該教室後方ドアを廊下側から手で押さえて、当該児童が当該教室の中から出られないように対応していた。しかし、教諭らは、この対応を重ねる中で、ドアを手で押さえ続けることは、体力的に困難であると感じるようになった。

そこで、2019年（令和元年）12月14日、校長Eの指示で、学校用務員Hが、当該教室後方ドアの施錠部品（引違戸錠）を、内鍵タイプから外鍵タイプ

のものに交換した（【写真1】①～④）。これによって、当該教室の中に入った人は、施錠されると、前方ドアからも後方ドアからも、教室の中からドアを開けることができない状態となった。このようにドアの施錠部品を交換した経緯の詳細について、当該学校は記録を残しておらず、本調査では明らかにはならなかった。しかし、校長Eは、自身の指示で学校用務員Hに施錠部品の設置作業をさせたと述べている。

当該学校には、外鍵タイプ、内鍵タイプともに、鍵が壊れたときなどの修繕を速やかに行えるよう、基本的に施錠部品の在庫が準備されている。また、この施錠部品の交換作業は、ネジを外して付け替えるだけで、5～10分程度の短時間で終了する、極めて簡単なものである。そのため、当時の当該学校の現場感覚としては、蛍光灯を交換するのと同じような感覚で、施錠部品を交換していた。外鍵タイプのドアを開錠するための鍵は、当時、職員室にて保管されていた。当該教室と職員室とは、同じフロアにあり、歩いて1分程度で行き来することができる。

【写真1】 交換前後の施錠部品 ※当該教室に使用されていたものと同型品

①「外鍵タイプ」の廊下側

(表面)  
鍵差込口



(鍵内部)



②「外鍵タイプ」の教室側

(鍵内部)  
鍵穴



(表面)  
解錠レバーなし



③「内鍵タイプ」の教室側  
(表面) 解錠レバーあり

※(鍵内部)は②と同種



④「外鍵タイプ」の引違戸錠を解錠するための鍵



## オ 当該教室に対する使用にあたってのルール等

前記2(2)エの通り当該教室の施錠部品が交換された後、複数回にわたり、当該児童が当該教室に入室した状態で、ドアが施錠された(後記2(3)に詳論)。しかしながら、どのような場合に当該教室の施錠を行うかに関し、その方法やルール等について、事前に、教職員間の共通理解を図ったり明文化されたりした形跡はない。加えて、当該学校は、当該教室を使用するにあたり、当該児童に対して事前に必要性、使用する時間のめど等を説明しておらず、また、当該児童の保護者の同意も得ていなかった。

## (3) 当該対応の詳細

### ア 概要

当該学校は、2019年(令和元年)11月から2020年(令和2年)2月までの間、少なくとも8回、当該児童が落ち着かない状態となって他の児童や教員にけがをさせる危険があると判断した場合、当該児童及び他者の安全を確保するため、当該児童を当該教室に連れて行き、当該教室後方のドア(以下、単に「ドア」という。)を押さえたり、施錠したりして、当該児童が教室から出られないようにして、当該児童が落ち着くまで当該教室内で過ごさせる対応を行った(当該対応)。

当該対応の詳細は、以下の通りである。なお、当該学校からの記録が見当であったため、一部の対応について、本調査の過程で、明確な開始時刻及び終了時刻が判明しなかったものがあるが、本部会において、可能な限り、対応の時間を特定した。

### イ 2019年(令和元年)11月26日(1回目、ドアを押さえる)

当該児童は、4校時、パソコンルームで名刺作りの授業に取り組んでいたところ、うまくいかないことなどをきっかけに興奮状態になった。そのため、教諭Cが、当該児童を後ろから抱えて当該教室に連れて行った。当該児童は、当該教室内で、物を投げたり、絵の具を壁にまき散らしたりした。

教諭Cは、ドアを押さえ、廊下側の窓から中の様子を見守った。当該児童が当該教室から出られなかった時間は、午後0時10分から午後1時40分頃までの1時間30分程度だった。

なお、壁にまき散らされた絵の具等の清掃作業は、同年11月26日から28日にかけて、学校用務員Hらが行った。

#### ウ 同月28日（2回目、ドアを押さえる）

掃除の時間、当該児童は、ぬれたぞうきんを絞って床をぬらすなどして教諭Aの指導が通らない状態となり、水の入ったバケツを蹴った。教諭Aは自身だけで当該児童への対応ができなくなり、教諭Cに当該児童の対応を引き継いだ。教諭Cは、当該児童を当該教室に連れて行き、午後1時25分頃、当該児童を当該教室内に入れた。当該児童は、一緒に入った教諭Cに対して、「出ていけ」「死ぬ」などとの発言を繰り返したため、教諭Cは当該教室内から出た。教諭Cはドアを押さえ、教諭Cら複数の職員で、廊下側の窓から、当該児童の様子を見守った。その後の経過については、当該学校からの記録が見当であり、また、関係者の記憶も不明瞭であったため、本調査において、特定に至らなかった。

#### エ 同年12月2日（3回目、ドアを押さえる）

3校時、当該児童は、読書感想画の色塗りをしたい希望が通らなかったことをきっかけに、個別支援学級の教室（当該児童が所属していないクラスの教室）に入ろうとするも入れず、最終的に、当該児童がこの教室のドアをたたいたところ、ガラス窓が割れてしまった。これを受け、教諭Cは、当該児童を当該教室に連れて行った。

興奮状態にあった当該児童は、当該教室内で、掃除用ロッカー内のほうきをかけておくための鉄パイプを外して、壁や黒板をたたいた。この間、教諭Cと副校長Fは、ドアを押さえつつ廊下から当該児童の様子を見守った。当該児童が当該教室から出られなかった時間は、3校時から給食前頃の時間（50分～1時間30分程度。）である。なお、その余の詳細な経過については、当該学校からの記録が見当であり、また、関係者の記憶も不明瞭であったため、本調査において、特定に至らなかった。

#### オ 同月14日（4回目）

1校時、当該児童は、他の生徒の欠席等の事情により、ひとりで体育を行うことになり、不穏な状態になった。そのため、教諭Aが当該児童を当該教室に連れて行き、45分程度、おもちゃを使って当該児童を落ち着かせるなどした。当該児童は、教諭Aによるこの対応で落ち着き、活動に戻ることができた。

なお、この日に、ドアの鍵の交換作業が行われた（前記2（2）エに詳論）。

#### カ 同月19日（5回目、施錠）

当該児童は、中休みに行っていた遊びがやめられずに3校時に入り、教諭Aから注意を受けても遊びをやめられず、興奮状態になった。そのため、教諭C

が、当該児童を当該教室に連れて行った。教諭Cは、ドアを施錠した上、廊下で、他の教諭1名と、当該児童の様子を見守った。当該児童が当該教室から出られなかった時間は、中休みの後から給食までの時間のうちの45分程度だった。

#### キ 2020年（令和2年）1月28日（6回目、施錠）

5校時が終了する午後2時30分頃、当該児童は、他の児童とトラブルになったことをきっかけに興奮状態になった。教諭Aは、興奮する当該児童を静止させようとする中で、当該児童の身体を1回強くたたく等の行為を行った（これらの行為は、結果的に、市教委から「体罰」として認定されている。）。これにより、当該児童はさらなる興奮状態に陥った。

これを受けて、当該児童が所属する個別支援学級の教室に教諭Cがかけつけ、教諭Cが当該児童を引き受け、当該教室に連れて行った。教諭Cは、当該教室内を出入りしながら、当該児童の様子を廊下から見守りつつ、ドアを施錠した。教諭Dや他の職員が対応した時間もあつた。教諭が出入りするたびに、ドアの施錠をし直した。

興奮状態にあつた当該児童が当該教室内で過ごしている間、当該児童が上履きを投げてしまい、掛け時計が破損してガラスが飛び散り、結果、当該児童が指を切った。そのため、校長Eが絆創膏を貼るなどして応急処置をした。当該児童が当該教室から出られなかった時間は、午後2時30分すぎから1時間30分程度だった。

#### ク 同年2月18日（7回目）

午後2時30分頃、当該児童は、下校して放課後キッズクラブに行ったが、ボールを友達に当てる遊びを続けたい気持ちのまま、再度教室に戻ってきた。そのため、教諭Bが当該児童を当該教室に連れて行った。当該児童が当該教室から出られなかった時間は、下校時から午後4時頃までの1時間30分程度だった。

#### ケ 同月21日（8回目、施錠かつドアを押さえる）

午後2時30分頃、教諭Cは、理科の授業の実験で使った7～8個の風船を、個別支援学級の児童らが教室に残っている中、音を立てながら、はさみ（ポケットソーイングセットの全長5センチメートル程度のはさみ）で割って処理していた。当該児童は、風船に興味を持ち、風船を蹴り上げたため、はさみの先端が当該児童の右足の甲に接触した。すると、当該児童は、痛みを訴え興奮状態になった。そのため、教諭Bが、当該児童を当該教室に連れて行った。

なお、当該児童はこのときの心情について、「教諭Cが□□（自分）に恨みがあるんじゃないかと思った。」と語っている。

校長Eは、事態を把握すると、教諭Dを呼びに行き、教諭Dに対して大まかに事態を伝えた。校長Eは、「教諭Dは、はさみが接触した件に関わっていないため、当該児童に対して刺激を与えづらいのではないかと考え、教諭Dに対し、「（当該）教室内に入り、当該児童がけがをしているかと、けがをしている場合はその状態を確かめてほしい」旨を伝えた。なお、養護教諭については、当該教室内に入ることにはできない状況だった。

教諭Dは、当該教室に入り、落ち着いた状態にあった当該児童に対し、心配なのでけがをしているかどうか見せてほしい旨伝えた。しかし、当該児童は、火がついたようにうなり、これを拒んだ。教諭Dは、けがをしていたら手当が必要なので見せてほしい旨、さらに当該児童に伝え、当該児童は、「これは大事な証拠だから」との理由で教諭Dにけがの状態を見せることを、強く拒んだ。教諭Dは、何度か当該児童と同様のやりとりをした後、これ以上けがの状態を確認しようとすることで、当該児童がさらに興奮しかねないと危惧し、けがの状態を確認することを断念した。

当該児童は、当該教室内で興奮状態となり、校庭側の窓上部の棚に上って、小窓を開けベランダに出ようとしたこともあった。教諭Dは、これに気づいて、教諭Bにベランダ側に回るように声をかけた。教諭Bは、当該児童が転落するのを防止するためにベランダ側に回ると、当該児童が体を乗り出していた。そのため、教諭Bは、ベランダで当該児童を抱え降ろして安全を確保し、再び当該教室内に移動させた。当該児童は、この教室内で、嗚咽し、嘔吐した。

この対応中、当該教室内には、教諭B、教諭Dら複数名の教員が交代で入った。廊下にも複数名がいて、いずれかの職員がドアを施錠したり、さらに、校長Eを含めた大人二人でドアを押しえたりしながら、当該児童を見守りつつ、当該児童が外に出ないようにした。校長Eは、この日に初めて、施錠している状態を目視して確認している。なお、校長Eは、これまで、当該教室の使用と施錠の状況について、教諭らからの報告は複数回受けている。

当該児童が当該教室から出られなかった時間は、午後2時30分頃から午後4時頃までの1時間30分程度だった。午後4時頃、当該児童は、教諭Dとのやりとりもあってか落ち着いてきて、一人で帰る意向を示した。当該学校は、付添いの必要はないと判断し、当該児童を一人で下校させた。

(4) 当該対応に至るまでの当該学校の保護者への対応

ア 年度当初の対応：2019年（令和元年）4月

2019年（令和元年）4月第2週頃、教諭A・教諭Bらは、  
個別の教育支援計画を作成するために、保護者に面談を  
行った。

イ に係る問題の発生と対応：同年5月

これを受け、当該学校は、この同級生を他の知的障害クラスへ移動させるとともに、可能な限り、この同級生がの視界に入らぬよう、双方の動線を工夫する等の対応を行った。なお、この一連の対応については、主に副校長Fが毎日行い、本来の校務よりも優先して行ったため、本来の校務については児童らの下校後に行っていたという。

その一方で、当該児童については、特に大きな問題が発生することもなかった。そのため、教諭らが、当該児童について、保護者に対応することはほとんどなかった。

ウ 当該児童の指導に係る問題の発生と対応：同年6月～7月

しかし、同年6月半ば頃、教諭Gが当該児童と他の児童とのトラブルの際に、当該児童を指導する中で、当該児童の腕を引っ張るなどした結果、着用していたTシャツが伸びてしまったことがあった。

この件について、同年7月12日、保護者は、当該児童に対する指導方法（押さえ方や制止方法）について抗議するとともに、当該学校に対してTシャツを弁償してほしい旨を伝えた。これに対して、校長Eは、当該保護者に対して謝罪するとともに、教職員にTシャツの手配をさせ、保護者の要望どおりに弁償に応じた。

なお、この件については、2020 年度（令和 2 年度）、保護者は担当事務所に対して調査を求めており、担当事務所は関係教職員に対する聴取り調査を行う等の対応を行った。

以上の経緯があり、保護者は、当該児童[ ]に対する当該学校の対応について徐々に不信感を募らせるようになった。保護者は、教諭らが当該児童にどのような指導や対応を行っているかについて知りたいと思うあまりに、ほぼ毎日午前 7 時頃に職員室に電話をかけるなどした。加えて、保護者は、ほぼ毎朝、校門で児童に対応している校長 E に対して、強く要望を伝えたり、ほぼ毎日来校したり、時には 1 日に複数回来校するようになった。

このような保護者に対して、主に副校長 F が、ほぼ毎朝 1 時間から 1 時間半程度、対応した。また、保護者は、夕方から夜にかけて訪問して、帰宅後の副校長 F や教諭 B に面会を求めたこともあった。副校長 F は、すでに退勤した教諭 B に対し、当該学校に戻り保護者への対応をするように指示したこともあった。

#### （5）当該対応に係る保護者の認知と当該学校の対応

前記 2（2）イの通り、保護者の要望を踏まえ、当該学校では、2019 年（令和元年）8 月から 9 月にかけて、[ ]当該児童がクールダウンできるようにするために当該教室の利用を準備し、その利用が開始された。

そして、夏休み明けの同年 8 月下旬から、当該児童の落ち着かない状況が見られるようになった。また、同年 9 月下旬には、教諭 G が落ち着かなくなった当該児童を押さえたところ、当該児童の頭が教諭 G の顔面にあたり、教諭 G が眼底出血するという事案も発生した。

#### ア 当該児童への指導に関する保護者の要望

当該児童が極度に不穏な状態や興奮状態になることが繰り返される中で、保護者は当該学校に対して、当該児童の扱い方や接し方として、他の児童の面前で叱責したりしないことや、無理に指示に従わせるような指導を行わないこと、暴れたりした場合には後ろから優しく抱きかかえるようにしてほしいことなどを要望していたという。保護者によれば、関係する教職員に伝えたというが、このことが具体的に教職員間で共通理解された形跡はない。この点、2019 年度（令和元年度）中に作成された、当該児童に対する個別の教育支援計画に関連する支援の中には、「『～しなさい』といった指示ではなく、『～しようね』と言った提案の言い方で伝える」こと等が記されている。

他方、保護者は、当該児童の気分を落ち着かせるための方法として、家庭でも使用している知育玩具が有効であり、当該学校として購入してほしいこと

等も校長Eらに伝えたという（【写真2】）。しかしながら、2019年度（令和元年度）時点においては、当該学校はこれを購入しなかった（翌年度、新たに着任した校長の判断により購入した）。

【写真2】保護者が購入を求めていた知育玩具



以上の背景もあった中で、当該児童がたびたび興奮状態に陥り、当該対応に至った。以下では、当該対応に関する保護者の認知や、これに関連する当該学校及び担当事務所の対応について記す。

#### イ 保護者が当該対応を認知した状況

保護者は、当該児童を当該教室に連れて行き落ち着かせようとしたこと（当該教室の使用自体）については、教諭Aらが保護者に連絡や報告をする中で認知していた。特に、2019年（令和元年）11月26日における最初の対応（前記2（3）イ）については、当該児童が絵の具をまき散らした状態等を、来校した保護者も確認した。このことについて、保護者は教諭Aらに対して、当該児童に障害があるのをわかっていながら、当該児童を落ち着かない状態にさせた教諭Aらの指導が悪いなどと抗議した。

しかしながら、このときには、保護者に対し、当該教室のドアが教諭らに押しえられ、当該児童が出られない状態にあったことは、知らされなかった。保護者が、当該教室のドアが教諭らに押しえられたり、施錠されたりして、当該児童が出られない状態にあったことを知ったのは、2020年（令和2年）1月下旬の時点であった。

保護者が当該対応を認知した端緒は、2020年（令和2年）1月28日の対応（前記2（3）キ）が行われている場面を、当該児童のきょうだいが見かけ、帰宅後、保護者にその状況を伝えたことだった。当該児童のきょうだいは、保

護者に対し、「(当該教室の中で)□□(※当該児童の名前)の声がしている。」

「鍵閉められてる、お母さん助けてあげて。」と伝えたことだった。当該児童は、当該児童のきょうだい保護者に事態を伝えてくれるまで、保護者に当該対応のことを言い出すことができなかったという。その理由について、当該児童は、保護者に対し、「(保護者が学校に事情を確認することで、当該児童が教諭らから)また閉じ込められるから。」と、体を震わせながら伝えたという。つまり、当該児童は、教諭らからの「仕返し」を恐れ、当該対応がされていることについて、保護者にも言い出せなかった。

そして、2020年(令和2年)3月2日、保護者は当該学校に来校し、校長Eに対し、当該対応について苦情を申し出た。これに対して、校長Eは「知らなかったんですか。」などと応じるとともに、謝罪した。また、保護者は、校長Eに対し、別の機会に、当該対応について「犯罪ですよね。」との抗議を行ったところ、校長Eは目を泳がせて慌てていた様子に見えたという。

## (6) 保護者の担当事務所に対する要望と対応

### ア 担当事務所の対応

保護者は、担当事務所の個別対応記録票(以下、記録票)によれば、2020年(令和2年)3月2日以降、当該対応に関し、担当事務所に対して、少なくとも4回、要望を伝えていることが確認できる。その主な内容としては、当該対応に係る調査と関係教職員の処分の要望、各対応の違法性の確認、当該学校と担当事務所、保護者との話合いの場の設定等だった。これに対して、担当事務所は、当該学校に対して事実確認等を行いつつ保護者に対応した。

新年度の2020年度(令和2年度)には、同年7月3日以降、保護者は、再度、担当事務所に対して苦情や要望等を継続して伝えている。保護者は、特に教諭Aや、この年度に他校へ異動した校長Eらの処分を求めた。これに対して、担当事務所は当該対応に係る調査について、関係教職員への聴取り等を通じて実施するとともに、この調査の進捗について、保護者に対して随時、説明を行った。2020年度(令和2年度)における担当事務所の対応は、担当事務所における調査や調整、保護者への説明等を含めて、前記記録票にもとづけば少なくとも43回に上る。また、担当事務所は、翌2021年度(令和3年度)においても、同年4月1日以降、保護者に対し、対応してきたことが伺える。

### イ 当該対応に係る調査の実施と本部会の設置

前記2(6)アの担当事務所の対応の中で、保護者は、2020年(令和2年)3月3日の時点で、第三者による調査を求めていた。この当初の保護者の要望は、いじめ防止対策推進法第28条にもとづく調査(いわゆるいじめに係る「重

大事態」調査)の要望であったため、担当事務所は、保護者に対して同規定に該当しない旨を回答している。加えて、保護者はたびたび第三者委員会による調査を求めていることが伺われ、2020年(令和2年)8月18日には、当年度より新たに着任した校長から保護者に対して、横浜市にはいじめ以外における第三者調査のシステムがない旨の説明が行われている。

そして、この間の2020年(令和2年)7月22日、保護者は、担当事務所に対して、あらためて調査することと書面での報告を求めた。これに対して、担当事務所は同年7月より同年12月までにかけて、当該対応に係る当該学校に対する聴取り等の調査を行い、その結果をまとめた調査報告資料を2021年(令和3年)3月25日、保護者に提出している。

その後、2021年(令和3年)11月30日、保護者は、この調査が不十分であるとして、第三者による調査をあらためて要望した。これを受けて、市教委及び担当事務所は、2021年(令和3年)12月17日、学校事故の調査委員会の制度を活用し、この制度をもってこの件の調査に当たる方向性を確認した。

そして、市教委及び担当事務所は2022年(令和4年)より第三者調査に向けた準備を行い、2022年(令和4年)7月27日、横浜市学校保健審議会条例にもとづく学校保健審議会の委員及び臨時委員により構成される「部会」(同条例6条の2)により行う調査を第三者調査として位置付ける形で、本部会を設置した。

### 3 本件に対する見解

#### (1) 当該対応に対する評価

前記2(3)記載の各対応のうち、イ(2019年(令和元年)11月26日)、ウ(同月28日)、エ(同年12月2日)、カ(同月19日)、キ(2020年(令和2年)1月28日)、ケ(同年2月21日)については、当該児童や保護者に対し必要性を説明することなく、当該児童を当該教室で過ごさせ、その結果、当該児童をより不穏な状態や興奮状態にさせ、後記3(2)の通り、いまだ続く恐怖心を当該児童に植え付けたものである。特に、これらの中には、対応が1時間30分程度の長時間に及ぶこともあったことは、重大な問題であると考えられる。したがって、これらについては、当該児童の人権を無視した閉じ込め行為と評価でき、不適切であり、課題のある対応であったと認められる。

一方、オ(2019年(令和元年)12月14日)については、当該児童や保護者に対し事前の説明がなされていない点について適切とは言い難い。しかし、教諭Aが、当該児童が落ち着くまでおもちゃを使って一緒に時間を過ごし、結果的に当該児童は落ち着いて活動に戻ることができているので、この対応については、不適切であったとまでは認められない。

これらに対し、ク(2020年(令和2年)2月18日)については、オと同様に、当該児童や保護者に対し事前の説明がなされていない点について、適切とは言い難い。しかしながら、クの対応については、その後の学校の対応状況や当該児童の様子が、本調査の過程で、具体的に明らかとならなかった。そのため、不適切であったと明確に認定することはできないが、この行為について、ドアを押さえつけたり、施錠したりした事情があるのであれば、当然ながら、不適切な対応であったと評価できる。

以上により、本調査においては、少なくとも、前記2(3)イ、ウ、エ、カ、キ、ケの合計6回について、不適切であり、課題のある対応であったと認めた。

#### (2) 当該児童の受止め

当該児童は、本調査での聴取りにおいて、当該対応について以下のように語っている。

「絶対に5回以上はされてて。6回以上、10回以上かもしれません。まあ10回くらいされてて。結構つらい思いをして。」

「(教諭Cに)連れ込まれて、当該教室に閉じ込められて。ずっと、出たいのに出られなくて。」「窓の鍵を閉めたり下げて、外に開けて出ようと(して)

も」「ドアを開けて出れないので、で、窓を開け（たく）ても閉められてるので出なくて。ずっと閉じ込められて、出たくても出られなくて。で、□□（自分）は（出られなくてつらいので、）とても暴れて。」

「みんなが帰っているのに（当該対応をされて当該教室から出られないため、）□□（自分）だけ遅く下校して。それが嫌で。」

「廊下に人がいて、無茶苦茶いて。」

「□□（自分）が窓の鍵を閉められてないときは、□□（自分）が開けて出ようとしたら、先生がドアの窓の下にいたりして、絶対に出られないようにして。まだ■年生なのに。抵抗することができなくて、抱きかかえられて、つらい思いをした。」

当該児童は、当該教室について、「電話とかゲームとか、何も暇つぶしとかできない苦しい部屋」と述べている。当該児童によると、1回目のときは、職員室につながる電話をかけることができたため、当該児童は電話をかけたが、2回目以降は、ビニールで縛られて電話は使えない状態にされていた。

当該児童への聴取り調査の時点では、当該対応から3年以上もの時間が経過していた。にもかかわらず、当該児童は、当該対応について、体を震わせながら語った。当該児童は、当該対応についていまだに恐怖心を抱き続けており、その心理的影響の大きさが伺われる。

### （3）当該教室の使用について

#### —当該児童がクールダウンできる環境と方法・手段等について

以上の課題のある対応は、教諭Aら当該学校としての当該教室の使用法・手段ひいては当該児童に対する指導の在り方が不適切であったことに由来するものである。そこで、当該教室に関する本部会の見解は、以下の通りである。

前記2（2）イの通り、当該教室は、当該児童が興奮状態になった際に気持ちを落ち着かせること（クールダウンできること）や、当該児童の興奮状態による言動から他者の安全を確保すること等を目的として使用されていた。そこで、本件発生後における担当事務所らの対応や調査の中では、当該教室は「クールダウン部屋」とも称されるようになった。

当該教室について、当該児童がクールダウンできる部屋として機能させるためには、以下のような視点や配慮等が最低限必要であったと考えられる。すなわち、前記2（3）のうち、本部会が不適切と認めた課題のある対応は、いずれも当該児童がクールダウンできるような状態ではなく、クールダウンできるようにするための手段や方法としては極めて問題があったものと考えられる。教諭らが当該児童を当該教室に連れて行き、教諭らがそのドアを押しえついたり施

錠したりして、当該児童が当該教室から出られない状態にすることは、個別具体的な状況によっては、監禁行為とも捉えられかねず、また、特に障害者福祉でも問題とされる「身体拘束」にも該当しかねない。

「身体拘束」について、厚生労働省は、「身体拘束ゼロへの手引き」（2001年（平成13年）3月）において、介護保険指定基準で禁止されている「身体的拘束」の具体的な行為の中に、「自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する」ことを示している。そして、この手引きには身体拘束の廃止に向けて、「身体拘束を必要としない状態の実現を目指す」ことや「常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に」すること、「身体拘束を誘発する原因を探り、除去すること」等の方向性が示されている。その上で、同手引きには「緊急やむを得ない場合の対応」としての身体拘束については、対象者（利用者）等の「生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと」という「切迫性」や、他に代替手段がないという「非代替性」、そして、行動制限が一時的である「一次性」を要件としつつ、手続き面も慎重な取り扱いが必要として、以下の通り、留意点が示されている。

【参考】厚労省「身体拘束ゼロへの手引き」（2001年（平成13年）3月）23ページより

2 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

1. 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。特に、7ページの1で述べたような、施設内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において、事前に手続等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。

2. 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続や説明者について事前に明文化しておく。仮に、事前に身体拘束についての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

3. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

加えて、以上の慎重な判断の上でも「身体拘束」を行った際には、「身体拘束に関する記録が義務付けられている」と示されている。なお、以上については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚労省令）においても、身体拘束を行う可能性のある事業者の責務として明らかにされているものである。

以上を踏まえると、当該児童がクールダウンできることを目的として当該教室を使用する以前に、当該児童の興奮や混乱の原因をアセスメントし、障害特性に配慮した予防的な関わりをすることが必要であった。それでも当該児童、他者の生命身体に著しい危険が及ぶ可能性があり、他の手段がない場合に、あらためてクールダウンできるための当該教室やその他の空間の使用が考えられる。そして、この使用にあたっては、主に以下の条件が最低限考慮されるべきであったところ、本件においては明らかに不足していた。

#### ア クールダウンできるための部屋の使用方法・ルールの設定と確認

当該学校は当該児童のクールダウンを目的として当該教室を使用していたというが、その使用についてのルールはなく、その時対応している教職員のその場の判断で使用されていた。そして、本来であれば、当該教室の利用について、当該児童、保護者、当該学校、専門家で協議し使用におけるガイドラインを策定し、合意のもと個別の教育支援計画等に記しておく必要があった。

なぜなら、当該児童の興奮状態による言動から、当該児童及び他者の安全を確保する必要があったにせよ、当該教室のような空間に、同意なく移動させ、ましてやドアを押さえついたり、施錠したりするといった対応は、具体的な態様や解釈によっては、監禁や虐待など人権上の問題として捉えられかねないからである。加えて、このような対応が当該児童に対して恐怖感を与え、不穏な状態や興奮状態を増幅させることも容易に考えられることからすれば、指導上の問題としても捉えられる。現に、当該児童は、いまだ続く恐怖心について、震えながら訴えており（前記3（2）に詳論。）、その心身への影響は、計り知れない。

したがって、当該児童がクールダウンできるようにするためや、当該児童や他者の安全確保のために当該教室を使用する必要がある場合には、少なくとも当該児童及び保護者に対して、どのような状況の場合に当該教室を利用するのか、どのような方法で使用するのかについて、事前にルールを提示した上で説明するとともに同意をとり、そのことを個別の教育支援計画等に明記しておく等の慎重かつ十分な合理的な配慮が必要だった。

#### イ クールダウンできる教室（部屋）の環境設定

当該教室については、環境そのものにも課題があったと考えられる。

当初の当該教室には、様々な物が置かれていた。しかしながら、前記2（2）ウ及び2（3）イの通り、当該児童に物を投げたり、破壊したり、絵の具をまき散らすなどの行動があったため、当該教室から物を徐々に減らしていった。

そもそも安全性確保の観点からいえば、障害特性により興奮状態にある者がクールダウンできるようにするためには、刺激となるものは設置すべきではない。また、視覚的な安定感のために、照明や部屋の色など刺激を少なくしたり、体温調整など感覚が過敏な児童には空調の温度設定にも配慮したりすること等が必要であったと考えられる。また、安心できるアイテムを用意するのが望ましい場合もあり、当該児童については、保護者から知育玩具に関する情報が、具体的に伝えられていた（前記2（5）アに詳論）。

このような点から考えれば、当該教室の環境設定にあたっては、当該児童及び保護者の意向を確認するとともに、発達障害に係る特別支援教育や福祉、医療等の専門家の意見等を参考にすべきだった。

以上の通り、当該学校では、課題のある対応がなされた当時や、それに係る当該教室の利用にあたり、このような視点や配慮が明らかに不足していたものと認められる。

#### （4）当該児童に対する学校内外の支援・指導体制について

当該児童の障害特性を考慮した支援・指導体制について、校内委員会等において児童支援専任と個別支援学級担任によるケース会議を開催し、児童が不穏になる状態を回避したり、クールダウンできる適切な方法を検討したりできるような学校内の指導・支援体制整備の必要性が認められる。

特に障害や特別支援教育に係る専門的な根拠にもとづき、個別の教育支援計画を作成し、個別の教育支援計画に基づいて当該児童が衝動的な行動に至らないような指導方法を個別支援学級担任間で共有する必要があった。なお、その際には、当該児童の主治医だけでなく、必要に応じて、市教委・担当事務所の特別支援教育を担当する指導主事（以下、特支担当指導主事）の指示を仰いだり、特別支援教育や福祉の専門家に相談したりすることにより、適切な支援を個別支援学級の担任教員等が受けることも必要であったといえる。

それにもかかわらず、当該学校からその指導主事に対して、当該児童に関する直接的な相談がほぼなかった点については、疑問が残る対応だといえる。担当事務所の連絡担当指導主事が特支担当指導主事に対し、当該

児童及び保護者に関する状況を報告し、専門家派遣を通じて、当該学校と当該児童及び保護者への支援環境を整える必要があった。

他方、当該児童及び保護者からの相談及びその対応や、学校内外の組織との連携・協力にあたっては、初期の段階からスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）との連携・協力が必要であったと考えられる。校長Eは早期から福祉的支援の必要性を認識し、担当事務所にも ██████████ 求めていたが、年度当初、担当事務所は時期尚早として応じなかったという。しかし、2019年（令和元年）6月下旬以降、██████████、校長から担当事務所への相談とこれに対する担当事務所（特支担当指導主事）からの助言や援助の他に、SSWと保護者が面談を行うなど複数回、SSWを活用していることが伺える。その一方で、当該児童の件については、直接的に担当事務所の特支担当指導主事へ相談したり、SSWを活用したりしていた形跡はほとんど伺えない。校長Eは、2019年度（令和元年度）の年明け（2020年（令和2年）1月）以降に、保護者とSSWと学校の三者で当該児童に関する現状の確認と目標設定等ができたことについて効果的だった、もっと早期に取り組むべきだったと振り返っている。

以上の状況から考えれば、当該児童がたびたび落ち着かない状況が見受けられるようになってきた2019年（令和元年）8月下旬以降の早い段階で、担当事務所の特支担当指導主事への相談やSSWの活用等を図るべきであった。このような学校内外の支援・指導体制の構築のためには、校長のリーダーシップと、担当事務所による当該学校への助言が必要不可欠であるが、本件に係る当該児童及び保護者に対する対応においては、不十分だったといえる。

#### （5）総合的な見解

前記3（1）に詳論したとおり、ドアを押さえつけたり、施錠を行ったりすることにより、当該児童が当該教室から出られない状態にした諸対応は、極めて不適切であり、課題のある対応であったと認められる。たとえ、当該児童が不穏な状態や興奮状態になり、当該児童及び他者の安全確保の観点から使用したという目的があったにせよ、厚生労働省のいう「身体拘束」に準じて求められる慎重な対応がなかったこと、特に、事前のルールの明文化や、当該児童や保護者に対する説明や同意がなかったこと等からすれば、上記の当該対応は認められるものではない。

これら課題のある対応の根本的要因には、当該学校が、当該児童の障害特性を十分に理解していなかったことがある。すなわち、本件の根本的要因は、当該児童が不穏な状態や興奮状態に至るまでの要因とそれに対する対応や合理的な配慮を含めたアセスメントについて、学校内における組織的な検討が十分にできていなかったこと、合わせて市教委・担当事務所の特支担当指導主事等や、その

他の外部機関、専門家（当該児童の主治医等）との十分な連携を通じた検討ができていなかったことにある。

このような根本的要因があり、当該学校においては、当該児童が興奮状態になった際にクールダウンできる手段や方法、さらにそれを実施する場所としての当該教室の準備や使用に関する統一的な方針やルールもなく、管理職を含めた教職員の共通理解が不足していた。それゆえに、クールダウンできる方法や手段、当該教室の使用等を含む合理的な配慮について、事前に当該児童や保護者に対する十分な説明や合意形成もできておらず、結果的には、当該児童及び保護者の当該学校に対する不信感を招くことになったのである。

以上を踏まえると、当該児童に対する合理的な配慮とそれに基づく指導や支援、そして、保護者に対する対応にあたって、当該学校における個別支援学級に係る組織運営・管理の点において極めて課題があったものと考えられる。

## 4 再発防止に向けた提言

—学校における特別支援教育と「合理的な配慮」等の充実・適正化に向けて

### (1) 学校における障害特性のある子どもへの指導・支援体制の見直しと整備 ア 基本的な視点と在り方

前記3(3)～(5)の通り、当該児童の障害特性に対する理解と、当該児童の課題となる行動に対するアセスメントやその防止に向けた対応が不十分であった。

障害特性のある子どもへの指導や支援にあたり、重要なのは、個別の教育支援計画をもとに子どもと関わる中で、課題となる行動が現れた際の対応である。課題となる行動への「支援」とは、障害特性の理解と環境配慮、統一した関わりである。教職員や周囲にとって「困る」子どもの行動は、子どもが「困っている」サイン（問題提起行動）と捉えるべきである。教職員がその行動を「正す」「指導する」以前に「困っているのは子どもである」と捉え、その原因や背景を考える必要がある。すなわち、この子どもにはどのような障害特性があり、不穏な状態や興奮状態はどのような時にどのような環境状況で生じたのか、また、その際に教職員はどのような関わりをしたのかななどを分析し、理解することが求められる。そして、その分析や理解にあたっては、担当の教職員の主観や経験にもとづいた力量ではなく、障害特性にもとづいた根拠をもとに、子どもや保護者に説明し、統一した理解と支援を提供するために、専門家の助言や外部機関との連携により、個別の教育支援計画を作成することが求められている。なお、このことは、学校教育法施行規則において、校長の法的責務としても定められている（同規則第134条の2及び第139条の2）。

#### 【参考】学校教育法施行規則（抜粋）

第一百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

第一百三十九条の二 第一百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

個別の教育支援計画の作成は、教育のみならず福祉など様々な側面からの取組が必要とされているが、当該児童については、当該学校が学校外の福祉関係機関と連携することはなかった。横浜市には各区に一次相談支援機関として、あらゆる相談を受け止め、支援を行う「基幹相談支援センター」が設置されており、学校との機関連携だけでなく、その子どもや家族の相談も受ける機能を担っている。また、地域で課題を共有することで多職種連携が始まることも多くあることから、学校の教職員が自立支援協議会へ参加しやすくなるように、校長の理解をはじめとする環境づくりが重要である。

#### イ 指導・支援体制の整備における校長のリーダーシップの必要性

前記4（1）アで示した指導・支援体制の実現のためには、2015年（平成27年）の中央教育審議会（以下、中教審）による答申（中教審第185号）に提示されている「チームとしての学校」の構築が切に求められる。すなわち、同答申にもとづけば、「複雑化・多様化した課題を解決していくため」、また「生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため」には、「学校や教員が、心理や福祉等の専門家（以下、専門スタッフ）や専門機関と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要」なのである。すなわち、個別の教育支援計画の作成をはじめ、特別支援教育が必要な児童と保護者らに対する支援や相談等に当たっては、教育専門職としての教員のみならず、心理職としてのスクール・カウンセラーや福祉職としてのSSW、ひいては学校外の基幹相談支援センター、市教委・担当事務所等との連携や協力が求められている。このことは、前記4（1）アの通り、学校教育法施行規則上、校長の責務としても定められている。

そして、このような体制を考えた場合、特に学校内では「校内委員会」の効果的な運用が必要不可欠である。校内委員会は、文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（2007年（平成19年）4月1日）において、「特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」として、その第一に校内委員会の設置が掲げられている。

【参考】文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（2007年（平成19年）4月1日）より抜粋

##### (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導

主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

また、校内委員会については、文部科学省の中央教育審議会・初等中等教育分科会の有識者会議による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012年（平成24年）7月）においても、小・中学校の特別支援教育の現状と課題について、子どもへの支援の「質」を向上させるためには「校長のリーダーシップの下、校内委員会の実質的機能発揮のための全校的体制の構築」等が求められるとしている。

以上を踏まえると、このような学校内の体制や学校外の専門職や専門機関との連携や協力体制は、特別支援教育を必要とする子どもを担当する教員のみでは当然できず、校長ら管理職がリーダーシップにより構築していくほかはないものと考えられる。まさに、前記の答申等で示されている通り、この「チームとしての学校」の実現や機能発揮のためには、「校長のリーダーシップが重要であり、学校のマネジメント機能を今まで以上に強化していくこと」が求められるのである。

そこで、市教委は、あらためて特別支援教育と「合理的な配慮」等の充実にあたっては、校内委員会を軸とした「チームとしての学校」による対応が求められること、それを機能させるためには、校長ら管理職のリーダーシップが必要であることについて、学校教育法施行規則の規定や文部科学省の手引き等とともに、校長会の研修等を通じて周知、徹底する必要がある。なお、関連して、一般的に保護者からの相談や学校内外の連携・協力体制の構築等に一定の成果があるといわれているSSWの活用に向けた具体的な方法や、市内の関係機関である基幹相談支援センターとの連携に向けた方法等について、これまでの効果的な実践事例を踏まえつつ積極的に周知していくことが求められる。

## （2）「合理的な配慮」等の実現に向けた教職員の研修の充実

前記4（1）を進めていくにあたり、特に合理的な配慮と発達障害に関し、教職員が基本的な理解を備えることが必要である。実際に行われている市教委による研修や、校内での研修だけでは、障害特性の理解や具体的な対応スキル獲得は不十分であり、それ以上の研修は教職員個々の自主性に委ねられているようである。

一方、障害福祉サービスに従事する支援者に対しては、自閉症や行動障害がある人への標準的な支援として障害特性の理解と支援手順書の作成など、演習を含んだ強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践、どちらも2日間12時間）がある。主な対象は、生活介護、就労継続支援、相談支援、入所施設、グループホーム、放課後等デイサービスなどである。支援者個人の力量で支援にあたるのではなく、当事者本人に関わる人がチームでサポートするための支援の標準化・一般化、多職種連携といった要素も盛り込まれている。

この研修には教員の参加も可能であるが、開催時期や時間帯の問題もあり、教育委員会のオブザーバー参加や一部の教員の参加にとどまっている。学齢期、成人期、学校、就労先、生活、余暇等の場面でも、合理的な配慮や障害特性の理解と対応という視点で共通理解が伴うことで、はじめて多職種連携が成り立つ。しかし、現状の教職員に行われている研修だけでは、適切な支援が提供されているとは言えない。

児童の障害特性や合理的な配慮に関する理解や対応力を向上させるためには、他校における効果的だった実践事例や、発達障害のある児童や保護者への対応に関する実践事例等を研修で共有し、理解を深めることが効果的だと考えられる。また、教員の世代やそれに応じた職務役割によって、特別支援教育に関する知識やスキルの量的・質的な差があり、求められるものも違うことから、教員のキャリア・ステージ（初任・若手、中堅、管理職等）に応じた研修は必須である。

このような研修は、社会全体で特別支援教育のニーズが高まる中、教職員が個人の意欲で研修に参加するというのではなく、組織的に実施することが求められる。このような研修の実現にあたっては、学校のみでは労力的、専門的な観点からも限界があると考えられることから、これまで以上に、市教委及び担当事務所の特支担当指導主事が、積極的に学校への指導や助言、援助を行っていく必要がある。

### （3）市教委・担当事務所の学校に対する支援体制の強化

前記4（1）～（2）の通り、障害特性のある子どもへの指導・支援にあたっては、一義的には学校が「チーム」としての組織体制を整備し、対応していくことが求められている。

しかし、特別な配慮や支援が必要な児童生徒数が増加し、個々の問題も複雑化している今日の状況を踏まえると、学校のみによる対応では専門的かつ労力的に不十分なことは、大いに考えられるところである。

以上の点に関わって、文部科学省は「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（2021年（令和3年）6月）において、「都道府県及び市区町村教育委員会においては所管す

る各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門家チームの派遣や定期的な巡回相談等を通じた、各学校への支援が必要である」と示している。

そこで、市教委・担当事務所は、特別支援教育やそれに係る合理的な配慮、対象となる子どもとその保護者への対応について学校で対応に苦慮している事例を積極的に把握するとともに、学校が特支担当指導主事や窓口等に積極的に相談でき、学校を積極的に支援する体制を強化していくことが必要である。なお、横浜市は「一人ひとりを大切にする特別支援教育～すべての学校が連携した特別支援教育を提供」を掲げ、「横浜型センター的機能」の取組を行っている。具体的には「特別支援学校や通級指導教室の教員、地域療育センターのスタッフ等が、それぞれの専門性を活かして、各学校の教員の支援や特別支援教育に関する相談、情報提供、研修やサポート等」を行っている（横浜市ホームページ「横浜の教育が目指す人づくり」2023年（令和5年）4月10日付）。

【参考】「第4期 横浜市教育振興基本計画 2022-2025」（2023年（令和5年）2月）における「横浜型センター的機能」の用語解説（100ページ）より抜粋

横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、障害種ごとの専門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援

当該学校がこのような「横浜型センター的機能」を十分に活用していれば、学校外の専門的な知見による当該児童に対するアセスメントと、それをもとにした適切な指導や支援が行われたはずである。そうなれば、本件は発生しなかった、ないしは、少なくとも当該児童や保護者が当該学校に対する不信感を募らせる事態に至らなかった可能性が高い。

以上を踏まえると、校長会や前記4（2）に係る市教委主催の研修会又は各校への定期的な調査等を通じて、対応に苦慮した事例の把握に努めるとともに、学校からの支援・相談担当窓口について、「横浜型センター的機能」を含めた周知の徹底が必要である。加えて、市教委が実施している医師、学識経験者、臨床心理士等を学校に派遣する「専門家支援チーム派遣事業」の活用が求められる。この点は2024年（令和6年）3月に策定された「横浜市特別支援教育推進指針」にも「医療、福祉、卒業後の自立に向けた関係機関との連携強化」として示されている通りである（同指針39ページ）。なお、学校における専門家支援チーム派遣事業の活用については、学校（校長）からの派遣要請を前提としている。そのため、この事業の校長に対する周知徹底に加えて、あらためて、前記4（1）イに示した通り、特別支援教育の支援体制の構築における校長のリーダーシップ

の必要性について十分な理解を促すことが必要不可欠である。その上で、市教委には、これらの施策・事業の活用状況を定期的に把握しつつ、学校の積極的な活用に向けて改善していくことが求められる。

#### (4) 保護者からの特別支援教育に係る相談体制の充実

特別支援教育が必要な子どもの保護者の相談については、一義的には子どもが在籍する学校の特別支援学級を担当する教員や管理職らが応じる。しかし、子どもや保護者と在籍する学校との信用・信頼関係が破たんしに等しい状況にまで至ってしまった場合や、在籍する学校における指導・支援の在り方に疑問を感じている場合、また、保護者が家庭における子どもへの相談・支援に悩みを抱えている場合等には、子どもや保護者が学校以外に相談できる窓口や機会が必要である。

現在、横浜市では市教委の関係機関として「横浜市特別支援教育総合センター」が設置されており、その積極的な活用が求められる。同センターは、現時点では「既就学児（在学小1～中3）」に係る保護者の教育相談に応じ、特別支援教育が児童にとって「ふさわしい学びの場」について助言する役割を果たしている。今後はこの仕組みの活用を通じて、特別支援教育が必要な子どもと保護者のニーズを踏まえた指導・支援の在り方について、学校とは別の立場で専門的な視点から相談に応じる役割や、必要に応じて在籍校との連携を通じて指導・支援の改善を図っていく役割も求められる。

しかしながら、特別支援教育に対するニーズの増加を踏まえると、現行の組織運営体制では、特に人員の面で不十分であるとの指摘もある。なぜなら、個別支援学級の児童生徒の在籍率（全児童生徒数に占める割合）は、2013年度（平成25年度）と2022年度（令和4年度）とを比べると、小学校児童で2.2倍の4.6%、中学校生徒で1.6倍の3%となっているからである。加えて、「横浜市特別支援教育推進指針」には「個別支援学級の充実」を含む今後の方向性や、「開かれた特別支援教育、関係機関の連携強化（医療、福祉、労働等）」等が掲げられている。

以上を踏まえると、横浜市及び市教委には、学校への助言や支援等を担う特別支援教育関係部署の人員の増員（2013年度（平成25年度）からの増加比を踏まえると2倍程度）をはじめとする組織運営体制の大幅な改善・充実が切に求められる。

他方、横浜市としては、障害児通所支援事業として「放課後等デイサービス」もあり、その基本的役割として「保護者支援」があり、この具体的な役割として「子育ての悩み等に対する相談を行うこと」が掲げられている（横浜市こども青少年局障害児福祉保健課「横浜市版 放課後等デイサービスガイドライン」3ペ

ージより)。保護者からの相談について、学校・市教委との連携を図りつつ対応し、特別に支援が必要な子どもへの指導・支援と保護者への支援に活用していくことが求められる。

このことは、文部科学省と厚生労働省が「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」(文部科学省「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」2018年(平成30年)5月24日付)において示しているところである。またこれを受けて、学校教育法施行規則の一部が2018年(平成30年)8月27日に改正され(同日公布・施行)、特別支援教育が必要な子どもの個別の教育支援計画の作成にあたって、学校(校長)が子どもや保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体と子どもの支援に関する情報を共有することが、校長の法的責務として定められている(同規則第134条の2・第139条の2・前記4(1)アに詳論)。

以上の法的及び政策的な動向や要請を踏まえると、保護者に対する教育相談や支援の充実に向けて、学校や市教委には、首長部局が行う相談窓口・関係機関等の積極的な活用とそれらとの連携・協力が求められる。

## <総括所見>

本報告書の通り、2019年度（令和元年度）に当該学校において、個別支援学級の教諭らが、当該児童を当該教室に連れて行き、当該児童が当該教室の中にいる状態で、ドアを押しえたり、施錠したりした複数回の対応について、本部会は、資料や関係者への聴取り調査等を通じて、8回を把握し、このうち6回について、当該児童の人権を無視した閉じ込め行為と評価し、不適切であり、課題のある対応と認めるものである。

そして、この不適切で課題のある対応の根本的な要因は、当該児童の障害特性に対する理解と合理的な配慮にもとづく指導や支援等が極めて不十分だったことにあるものと考える。その上で、この要因には以下の具体的な背景があったものとする。

- ① 当該学校として当該児童の障害特性に対する学校内の組織的な共通理解が不足しており、協力体制も不十分だったこと
- ② 前記①によって、当該学校の当該児童及び保護者に対して合理的な配慮や支援等について十分な説明が行われず、当該教室の使用方法を含めて同意を得ていなかったこと
- ③ 前記①・②により、当該児童の障害特性に応じた適切な指導が十分にできておらず、それにより当該児童を不穏な状態、興奮状態に至らせたこと
- ④ 前記①～③に関わって、当該学校と市教委やその他専門家・専門機関との連携や協力体制が極めて不十分だったこと

このような要因や背景により、不適切で課題のある対応が生じ、その結果として、当該児童に恐怖心を与えて、相当の精神的・心理的な負担と、当該児童及び保護者に当該学校や市教委に対する重大な不信感を生じさせたことは、特別支援教育ひいては学校教育の専門性に対する信頼を揺るがしかねない事象である。本件に関わった当該学校の教職員及び当該学校を所管する市教委には、本件をあらためてふりかえるとともに反省を促したい。

そして、当該学校を設置する横浜市及び当該学校を所管する市教委は、当該児童及び保護者の信頼や信用を回復するべく、本件を教訓として受け止め、特に、以下の点について改善・充実を図るよう提言したい。

- 1) 特別支援教育に関する子どもへの指導や支援、合理的な配慮等の在り方について、所管する市立学校及び市教委における教職員全体の意識や知識、対応力の向上（特に校長のリーダーシップの発揮や校内委員会の整備、学校外の関係機関との協力・連携体制の構築）と、その実現のための研修の改善と実施
- 2) 特別支援教育に係る学校への指導、助言及び援助、当事者からの相談や支援の充実に向けた市教委における特別支援教育担当部局の人員・組織体制の大幅な改善
- 3) 特別支援教育に係る対応の改善・充実に向けた「専門家支援チーム派遣事業」の積極的な活用を含めた医療や心理・福祉、法律等の専門職・専門機関、関係行政機関及び民間事業者等との連携体制の構築

## 【資料1】

横浜市学校保健審議会条例（昭和39年横浜市条例第72号）〈抜粋〉

（設置）

第1条 横浜市立学校(以下「学校」という。)における保健、安全の管理及び教育を適正に行うため、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、横浜市学校保健審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（平16条例79・一部改正）

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校の児童、生徒及び教職員(以下「児童等」という。)の保健管理に関すること。
- (2) 児童等の伝染病の予防及び食中毒の防止に関すること。
- (3) 児童等の精神衛生に関すること。
- (4) 保健教育に関すること。
- (5) 学校における安全管理に関すること。
- (6) 安全教育に関すること。
- (7) 学校環境の整備に関すること。
- (8) その他学校保健の振興に関すること。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

（部会）

第6条の2 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とある

のは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平 29 条例 40・追加)

(関係者の出席等)

第 6 条の 3 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(平 29 条例 40・追加)

【資料2】

令和4年7月27日

横浜市学校保健審議会  
会長 物部 博文 様

横浜市教育長 鯉淵 信也

学校で発生した事案の調査について(諮問)

横浜市学校保健審議会条例第2条第1項第3号及び第5号に基づき、次に掲げる事項について、理由を添えて諮問します。

1 学校で発生した事案の調査について

(理由)

令和元年度に、横浜市立■■■■小学校個別支援学級において、教室を児童のクールダウンのために使用した際に、教室の扉を外側から手で押さえたり、施錠したりするなど、児童に対して課題のある対応が複数ありました。

これらの事案について、専門的な知見を持った第三者による調査を実施し、発生した原因や背景・事後の対応を踏まえた再発防止策を検討するために、ご意見を伺います。

担当 教育委員会事務局

■■■■学校教育事務所指導主事室

電話 045-■■■-■■■

【資料3】

横浜市学校保健審議会学校安全部会令和4年度第一部会委員名簿

氏名	役職名
物部 博文	横浜国立大学教育学部教授
○ 堀井 雅道	国土館大学文学部教育学科准教授
浮貝 明典	特定非営利活動法人 PDD サポートセンターグリーンフォーレスト 地域生活支援部長
村松 謙	弁護士 弁護士法人小田原三の丸法律事務所
芹澤 杏奈	弁護士 美雨法律事務所

○部会長